

鳥取県告示第 429 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、赤碕町土地改良区の定款の変更を平成 20 年 6 月 4 日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治